

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について

出席停止期間：発症した後 5 日経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで

この出席停止期間は、登校せず、ご家庭でゆっくり療養してください。

例	発症日	発症後5日間（出席停止期間）					発症後5日を経過			
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
発症後 1日目に 解熱、軽快 した場合		解熱、軽快 1日目 					登校	症状が出た日を ゼロ 0日と数える		
発症後 2日目に 解熱、軽快 した場合			解熱、軽快 1日目 				登校			
発症後 3日目に 解熱、軽快 した場合				解熱、軽快 1日目 			登校			
発症後 4日目に 解熱、軽快 した場合					解熱、軽快 1日目 		登校			
発症後 5日目に 解熱、軽快 した場合						解熱、軽快 1日目 	登校			
発症後 6日目に 解熱、軽快 した場合							解熱、軽快 1日目 	登校		
発症後 7日目に 解熱、軽快 した場合								登校	症状が軽快した日を ゼロ 0日と数える	

「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にあること。